

憲法 (配点60点)

【出題趣旨】

今回の出題は、海外渡航（外国旅行）の自由を制限する旅券法19条1項4号に基づく旅券返納命令—その結果、海外で取材活動をしようとするジャーナリストの報道の自由及び取材の自由も制限している—の憲法適合性を問うている。設例は、東京地判平成29年4月19日判タ1461号183頁の事案を（一部改変しつつ）モデルにしている。

設問1では、帆足計事件判決（最大判昭和33年9月10日民集12巻13号1969頁）が「憲法22条2項の『外国に移住する自由』には外国へ一時旅行する自由を含むものと解すべきである。」と判示しているのが参考となろう。なお、学説上も、憲法22条1項や憲法13条を根拠とするのは少数説で、多数説は判例と同旨である。

設問2では、博多駅テレビフィルム事件決定（最大決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁）が「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に關与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値い〔ママ〕するものといわなければならない。」と判示しているのが参考となろう。なお、学説上は、より積極的に、取材の自由も、報道の自由の一環として、それと同様に、憲法21条1項の表現の自由により保障される、というのが多数説である。

設問3では、帆足計事件判決及び博多駅テレビフィルム事件決定を参考にして、設例に則した解答を求めている。学説で指摘されているように、海外渡航の自由が、経済的自由だけでなく、人身の自由や精神的自由の側面も有する複合的な権利であること、さらに、設例では、報道の自由及び取材の自由の制限も問題となっていることを踏まえつつ、本件規定の文面審査と、本件処分の適用審査が意識されるべきであろう。この点、国際テロ組織の日本赤軍との関係を疑われた者に対する旅券発給拒否処分の適法性が争われた最三小判昭和60年1月22日民集39巻1号1頁で、伊藤正己裁判官の補足意見が「旅券法13条1項5号〔現7号〕の……旅券発給拒否の事由は、その内容が明確性を欠き、恣意的判断を招くおそれが大きいといえるかもしれない。……しかしながら、……海外渡航の自由は、精神的自由の側面を持つものとはいえ、精神的自由そのものではないから、国際関係における日本国の利益を守るためなどの理由によつて、合理的範囲で制約を受けることもやむをえない場合があり、右の規定を文面上違憲無効とすることは相当ではない……。このようにして……文面上無効であるとはいえないが、……その規定の適用が常に合憲と判断されることにはならない。海外渡航の自由が精神的自由の側面をも持つ以上、それを抑止する旅券発給拒否処分には、外務大臣が抽象的に同号の規定に該当すると認めるのみでは足りず、そこに定める害悪発生の相当の蓋然性が客観的に存する必要がある、このような蓋然性の存在しない場合に旅券発給拒否処分を行うときは、その適用において違憲となると判断され、その処分は違憲の処分として正当性を有しないこととなる。」と述べていることが参考となろう。他方、海外渡航の自由を制限する本件規定（旅券法19条1項4号）がそれ自体で、報道の自由及び取材の自由を制限するものとは言えないから、この点は、本件処分（旅券返納命令）についての違憲性（または、外務大臣の裁量権の逸脱・濫用による違法性）の有無を判断するにあたって検討すべきことになる。

以上